

ふじのくにエネルギー地産地消推進事業費補助金  
(二次募集)

公募要領

平成27年7月

静岡県

## 1 目的

静岡県は、「ふじのくに新エネルギー等導入倍増プラン」に基づき、小規模分散型のエネルギー供給体制によるエネルギーの地産地消を推進しています。

小水力発電、バイオマス発電及びバイオマス熱利用の導入を促進するため、市町、中小企業者、非営利団体による、可能性調査事業、設備導入事業への助成を行います。

## 2 事業内容

### (1) 補助対象事業

#### ① 可能性調査事業

小水力発電設備又はバイオマスエネルギー利用設備の導入に必要な計画の作成や調査を行う事業です。

導入想定設備の規模要件は、次のとおりです。

#### 導入設備の要件

導入想定設備		要件
小水力発電設備		出力 100 キロワット以下
バイオマス エネルギー 利用設備	メタン発酵ガス発電設備	出力 100 キロワット以下
	木質バイオマス発電設備	出力 1,000 キロワット以下
	廃棄物発電設備	出力 1,000 キロワット以下
バイオマス熱利用設備		出力 1,000 キロワット相当以下 (注 1)

※バイオマスはバイオマス依存率（注 2）60%以上のものが補助対象。

#### ② 設備導入事業（今年度は小水力発電の導入事業のみ）

小水力発電設備の導入を行う事業です。導入する設備の規模要件は次のとおりです。なお、「固定価格買取制度」により売電を行う予定の設備も、本補助制度の対象とします。

#### 導入設備の要件

導入設備	要件
小水力発電設備	出力 100 キロワット以下

### (2) 補助対象者

次のいずれかに該当する、実際にエネルギー事業を実施する事業者です。

#### ① 県内の市町（政令指定都市を除く）

#### ② 中小企業者

次のいずれかに該当する企業及び団体

- ・中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる中小企業に該当し、県内に主たる事業所又は住所を有する中小企業

## 中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる中小企業

区分	要件
製造業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下又は常時使用する従業員の数が50人以下
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下又は常時使用する従業員の数が100人以下
その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下又は常時使用する従業員の数が300人以下

- ・ 中小企業団体（中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項）、特定の法律によって設立された組合及びその連合会で、構成員の3分の2以上が県内中小企業である団体

（例：事業協同組合、企業組合、協業組合、商工組合 等）

- ・ 一般社団法人及び一般財団法人で構成員の3分の2以上が県内中小企業である法人

### ③ 非営利団体

次のいずれかに該当し、継続的な活動実績を有する県内の団体

（ア） 特定非営利活動法人

（イ） 土地改良区

（ウ） 市町出資法人

- ・ 県内の市町がその資本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資する法人

（エ） その他非営利団体

自治会などの団体であって、次のいずれにも該当する団体

- ・ 営利を目的とせず、公益性があること
- ・ 団体構成員間の親睦を主たる目的とするものでないこと
- ・ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと
- ・ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと

### ④ その他

- ・ 県税を完納していることが補助対象者の要件となります。
- ・ 複数の事業者が共同して事業を実施する場合、事業者間の役割分担と代表者を明確にし、代表者が申請してください。要領様式の「実施体制・役割分担」欄に事業者間の役割分担について明記してください。
- ・ 一の事業者が複数の申請を行うことは可能ですが、1事業につき1申請としてください。（可能性調査事業のうち、複数箇所の中から適地を絞る事業内容の調査を実施する場合は、全体で1申請としてください。）
- ・ 暴力団等（注3）に該当しないことも要件となります。

### (3) 補助対象経費・補助率（額）

補助対象経費及び補助率（額）は次のとおりです。応募状況等により、採択された場合でも申請した補助金額が減額される場合がありますので、あらかじめ御了承ください。なお、国等が補助する事業の場合は、その補助額を控除した額を補助対象経費とします。

#### ① 可能性調査事業

対 象 と す る 経 費	補 助 率 ( 額 )
(1) 委託費：調査、分析、基本設計に係る委託費 (2) 使用料：調査・分析に必要な機器・設備の賃借料、外部施設の利用料 (3) 謝金又は旅費：外部の専門家に対する謝金又は旅費 (4) その他必要と認める経費※	補助率：1／3以内 上 限：300万円

※ただし次の経費は補助対象外となります

：直接人件費、事務用品費、職員旅費 等

#### ② 設備導入事業

対 象 と す る 経 費	補 助 率 ( 額 )
(1) 詳細設計費：機械装置等の設計に要する経費 (2) 機械装置等購入費：機械装置等の購入、製造、改修、据え付け等に要する経費 (3) 工事費：事業の実施に必要な配管、配電等の工事に要する経費※	補助率：1／3以内 上 限：3,000万円

※ただし次の経費は補助対象外となります：

##### (ア) 機械装置等購入費

：過剰な規模の機器、汎用性のある機器、予備又は将来のための機器、中古の機器、性能が実証されていない機器 等

##### (イ) 工事費：建屋の新築・増築、撤去費、移設費、処分費 等

##### (ウ) その他経費：土地の取得に係る経費・賃借料 等

※補助対象経費の中に補助事業者の自社製品又は関係会社等からの調達分（工事を含む。）がある場合、補助対象経費に補助事業者の利益等相当分を含めることはできません。例えば、補助事業者の自社調達の 경우에는、当該調達品の製造原価をもって補助対象経費とします。

#### ③ 事業期間

- ・単年度事業です。
- ・設備導入事業において、詳細設計と設備導入が2箇年にわたって実施する場合は、単年度に行う内容の申請をしていただきます。（補助額の上限は全体で3,000万円です。）

### 3 予算額

82,100 千円

### 4 実施方法

「静岡県補助金等交付規則」、「ふじのくにエネルギー地産地消推進事業費補助金交付要綱」、「ふじのくにエネルギー地産地消推進事業費補助金交付要領」に定めるほか、次のとおり実施します。

#### (1) 交付の申請

申請を行う補助対象事業者は、「7（4）提出書類」に記載の書類を作成し、正1部及び副6部を提出してください。（提出書類は返却しません。公募期間終了後における書類の訂正・追加等は受け付けません。）

#### (2) 審査

提出書類による審査を行った後、外部有識者等による審査会を開催し、ヒアリングによる審査を行い、採択に関する優先順位を決定します。

審査会では、申請者へのヒアリングにより、事業計画や事業内容、事業効果、運営体制等を審査します。

#### (3) 交付の決定

申請があった事業内容が交付要件等を満たしており、補助金を交付すべきものと認められる事業について、予算の範囲内において採択者を決定します。交付決定の際には、交付決定通知書により補助対象事業者に通知します。

#### (4) 補助事業の開始

##### ① 共通事項

- ・補助対象事業者は、県から交付決定通知を受けて補助事業の開始が可能となります。
- ・事業者が補助事業に係る契約を行う場合には、執行上著しく困難又は不相当である場合を除き、競争入札によっていただきます。
- ・競争入札によりがたい場合は、価格の妥当性について根拠を明確にさせていただきます（具体的には、複数の会社より見積書をとって比較するか、標準価格資料等を基に価格の妥当性を示すこと）。

##### ② 設備導入事業

- ・補助対象外の工事等が発生する場合は、原則として補助対象部分と分離して契約・発注していただきます。なお、補助対象外を含めた全体工事を一括で行う方が合理的である等の理由により、一括で契約する場合においても、それぞれの実施内容及び金額等が明確に確認できるようにしていただく必要があります。
- ・今年度実施する設計、機械装置購入、工事等については、今年度中（補助事業実績報告書提出の前まで）に対価の支払い及び精算を完了することが必要

です。

#### (5) 補助事業の計画変更

補助事業の実施中に、事業内容の変更の可能性が生じた場合及び補助事業の中止・廃止等をしようとするときは、事前に県の承認を受ける必要があります。

ただし、補助対象費用の経費区分の配分変更については、補助対象経費の額の20%以下で変更する場合は、承認を受ける必要はありません。

#### (6) 事業の進捗状況の確認

事業の進捗状況を確認するため、追加資料の提出依頼や現地調査、中間検査などを行う場合がありますので、御協力ください。

#### (7) 実績報告及び額の確定

補助対象事業者は、補助事業が完了した場合は、事業完了後30日以内又は平成28年4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を提出してください。

県は、補助対象事業者から実績報告書の提出を受けた後、書類検査及び必要に応じて現地検査を行い、事業の成果が交付決定の内容に適合すると認めるときは交付すべき補助金の額を確定し、補助対象事業者に通知します。

#### (8) 補助金の支払い

補助対象事業者は、確定通知を受けた後に精算払請求書を提出し、その後、補助金の支払いを受けることになります。

#### (9) 取得財産の管理等

補助対象事業者は、補助事業の実施により取得した財産等について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図る必要があります。

また、所定の様式で取得財産等管理台帳を作成し、取得前後の比較写真を添付するなどして、その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分（補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄することをいう）しようとするときは、あらかじめ県の承認を受ける必要があります。

この処分あるいは処分に該当する可能性のある手続きを行う必要が生じた場合は、一切の手続き（例：財産を担保に供する場合の金銭消費貸借契約手続）を開始する前に「財産処分承認申請書」を提出してください。

#### (10) 交付規則への違反

静岡県補助金等交付規則に違反する行為がなされた場合は、交付決定の取り消し、補助金の返還、加算金の納付等の措置を講ずる場合があります。

### (11) 事業達成状況報告書・設備利用状況報告書の提出

来年度以降3年間、毎年度終了後その翌年度の5月末日までに、可能性調査事業の場合は、設備導入に向けた事業の進捗を報告する「事業達成状況報告書」を、設備導入事業の場合は、設備利用の実績について「設備利用状況報告書」により報告してください。

### (12) 事業成果の公表

小水力発電、バイオマス利用設備の導入を促進するため、本事業の成果を公表するなど活用を図る予定ですので、あらかじめ御了承ください。

## 5 事業スケジュール

	7月	8月	9月	・・・	2月	3月
①公募開始	●					
②申請受付	—————					
③審査(審査会開催)			—————			
④交付決定			●			
⑤事業実施				←-----→		

## 6 公募期間

平成27年7月15日(水)～平成27年9月11日(金)17時15分必着

※応募予定の方(交付申請の予定・可能性のある方)は、9月7日(月)までにメール又は電話で下記問合せ先まで必ず御連絡ください(結果的に、応募しないことになってかまいません)。

## 7 交付申請書類の提出

### (1) 提出先・問合せ先

〒420-8601

静岡市葵区追手町9-6

静岡県企画広報部エネルギー政策課

TEL: 054-221-2978 FAX: 054-271-5494

e-mail: energy@pref.shizuoka.lg.jp

### (2) 提出方法

持参又は郵送で提出してください。

### (3) 申請様式の入手

問合せ先に御請求ください。

県エネルギー政策課ホームページからもダウンロードできます。

・ホームページアドレス

<http://www.pref.shizuoka.jp/kikaku/ki-260/enetisantisho/hozyokin.html>

- ・ 県トップページからの入り方  
 県トップページ⇒組織（部署）から探す⇒企画広報部⇒エネルギー政策課  
 ⇒小水力発電およびバイオマス利用設備の導入を支援します

**（４）提出書類（正１部、副６部）**

- ① 交付申請書（要綱様式第１号）
- ② 事業計画書（要綱様式第２号）
- ③ 収支予算書（要綱様式第３号）
- ④ 事業者の概要（要領様式第１号）：市町の場合は不要
- ⑤ 事業費用の配分（要領様式第２号）
- ⑥ 事業の概要（共通）（要領様式第３号）
- ⑦ 事業の概要（可能性調査事業又は設備導入事業）（要領様式第４号）
- ⑧ 会社のパンフレット、団体の活動報告
- ⑨ 登記事項証明書
- ⑩ 団体の定款、寄付行為又は規約
- ⑪ 過去３年分の決算書  
 （損益計算書、貸借対照表、利益処分又はこれらに準ずるもの）
- ⑫ 納税証明書（原本１部、３ヶ月以内のもの）
- ⑬ 事業費の積算根拠となる資料（参考見積書 等）

（以降、設備導入事業の場合）

- ⑭ 設備導入位置図
- ⑮ 導入機器のカタログ
- ⑯ 設備導入予定地の現地写真
- ⑰ 流量データ
- ⑱ 発電・受電・蓄電・制御等の状況が分かるシステム図（全体概要図）
- ⑲ 工事の内容が分かる図面（工事概要図）
- ⑳ その他の参考図面

**（注１）出力1,000キロワット相当以下**

「出力1,000キロワット相当以下」については、以下の原油換算値を参考としてください。

1,000kW/hのボイラの場合、原油換算値は  
 $1,000\text{kW/h} \times 0.000093\text{kL/kW} = 0.093\text{kL/h}$

**（注２）バイオマス依存率**

「バイオマス依存率」の算出式は以下のとおり。

バイオマス依存率 =  $[(U \times V) / \{(U \times V) + (W \times X)\}] \times 100$

U : バイオマス使用量 (Nm<sup>3</sup>/h 又は kg/h)

V : バイオマス低位発熱量 (MJ/Nm<sup>3</sup>/h 又は MJ/kg)



W : バイオマス以外の混焼燃料利用量(Nm<sup>3</sup>又はkg/h)

X : バイオマス以外の混焼燃料低位発熱量(MJ/Nm<sup>3</sup>又はMJ/kg)

### (注3) 暴力団等

「暴力団等」とは、以下のとおり。

- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
- イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
- ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
- エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
- オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
- カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者